

# チューダー期イギリス法史学史覚え書

——十七世紀イギリス憲法史における法の連続性の問題に関連して——（その三）

佐々木 信

## 目次

序 本稿の試みについて

一、チューダー期の歴史家達（法学論集第12号所収）

二、チューダー期「英国史」観（法学論集第14号所収）

三、Antiquarian Society・そのコモン・ロー的色彩（本号所収）

四、「歴史的」コモン・ロー観ならびに議会派の歴史理論

結語

## 三 Antiquarian Society・そのコモン・ロー的色彩

△はじめに▽ すでに示してきたように、メイトランドは十七世紀前半をイギリスの法学者精神の英雄時代とし、その実態である当時のイギリスの法史研究の進展を評価したわけであった。<sup>(1)</sup>しかし、この評価については、この評価

チューダー期イギリス法史学史覚え書（佐々木）

は単にイギリス法史研究の進展に対してではなく、同時期のイギリス史研究全般の進展に対しても妥当とする考  
 えがあり、<sup>(2)</sup>この考え方では、同時期のイギリス法史研究の進展を、同時代のイギリスにおける歴史研究の進展のうち  
 に組み込ませるといふ方向が顕著であった。さらに、このような考え方では、事態をひろくルネサンス期法史学史の  
 視野において認めて行こうとする努力が認められた。<sup>(3)</sup>そして、このような学的営為にあつては、イギリスにおけるこ  
 の英雄時代の諸進展に、イタリアおよびフランスに由来する歴史研究上の刺激にそれに対するイギリス的呼応をつら  
 ぬくイギリス独自の発展があつたことを、宗教改革、政治的諸事件および社会階層の変動の影響までも視野にいれて  
 説明しようとする方向が認められた。<sup>(4)</sup>

さて、本稿の以下の部分では、みぎに示したいわば学説史的諸事情を説くことには魅力を感じつつも、これまでイ  
 ギリス法史研究分野において、メイトランド以来、イギリス法史研究上、いわば英雄時代を育てたという意味での評価  
 が定着していると考えられる所謂「エリザベス期尚古学会(Elizabethan College of Antiquaries or The Society of Antiquaries  
 —*Collegium Antiquarium*)」の簡単な説明を試みることにしたい。そもそも、メイトランドの評価の重要なコンテク  
 ストのひとつとして、いわゆるサクスニズムあるいはアングロ・サクスニズムの評価が汲み取れるといったこともあ  
 るし、他方、対象となった当時の歴史あるいは法史研究といつても、今日ほど明瞭な対象領域意識をもって当初から  
 存在していたわけでないと考えられるし、とにかく、ここで、本稿これまでの部分について、近代的歴史研究なり法  
 史研究なる学問が発足したその時期の成長過程にある歴史研究的営為の一斑を示したいためである\*。

\* (i) ここで、このいわゆるエリザベス期尚古学会(以下格別の場合を除き単に「尚古学会」とする。なお、「エリザベス期」

と冠せられる理由は、べつの存在たる十八世紀以降今日までの尚古学会（ロンドン）と區別するためである<sup>(6)</sup>。この学会が二十年ほどの短命にもかかわらず占めているイギリス史およびイギリス法史研究上の定位づけといったこと、およびその重要さをあらかじめ認識し、かつ、とくに、今日の研究者のおかれてある諸状況を概観するために必要であるし、あわせて、本稿の現時点における記述範囲を明示するためである。

第一に、この学会を歴史研究にとって、はじめに指摘されることは、直接、間接の史料が豊富であったということである。のちの多くの研究の基礎となった Spelman, Sir Henry, The Occasion of this Discourse (1626—7?) および Cotton Petition と呼ばれる歴史研究団体ならびにそのための国立図書館設立請願書<sup>(7)</sup>、会員間の書簡、一九八点に及ぶ現存ディスク（後述）等は、豊富な史料といえた。しかしながら、第二に、これらの史料はそれ自体では尚古学会の真相に迫らせるものではなく、むしろ不正確な姿を浮かびあがらせる面が多かった。さらに、これにたいし、尚古学会の歴史記述は、それ自体を対象とする仕事に恵まれてこなかった<sup>(8)</sup>。尚古学会に関する歴史研究は、数すくなく、またあったとしても、ついでに触れられたにすぎなかった。

ところで、尚古学会の歴史研究に関するこのような事態は、本稿のように、この尚古学会に触れる立場にとっても、それ自体、十分に検討しなければならない事態である。本稿に示してきた尚古学会の位置づけの史料的追跡とともに、その位置づけの真意が問われなければならないと考えられるためである。しかし、ここでは、このことの重要さを指摘するにとどめ、むしろ、すべてのことの前備的な段階のひとつの作業として、尚古学会に関する歴史研究の沿革と簡単に示すことにしたい。もちろん、この作業は、もつぱら、本稿の便宜のためであることはいうまでもない。

(ii) はじめに、スペルマン（一五六四—一六四一）によるさきを示した史料および、コットン・Sir Robert Cotton (1571—1631) の名で示された請願書はそれなりにこの学会の成立事情を示していたことが指摘されてきたことをあげなければならぬ。とくに、スペルマンの資料は、スペルマン自身（コットンもまたそうであったが）が尚古学会会員であったし、史料自体、回顧的であったので、この史料は、会員による内側からみた唯一の歴史記述と評されてきた<sup>(9)</sup>。また、コットン請願書は、これと異なり、尚古学会の延長線が、ということとは、当時の尚古主義活動がイギリス史研究になにを貢献することに

なるかということをおきらかにするものであった。<sup>(10)</sup>しかし、これらの示すところは、その精神は伝えはするものの、事実伝達に関しては、きわめて漠然としており、ロットン請願書はもともその性質上、限定的であるため止むを得ないたせよ、スヘルマンにいたっては、この学会の歴史研究はかれの述べていることの解釈または他の史料にもとづく補説によつて描かれる體のものであったとすらいえるであろう。そして、その後の歴史研究は、<sup>(11)</sup> Thomas Smith (1638—1710. Librarian of Cotton)によつて一六九六年に旧ロットン所蔵本カタログに附した序文に触れられて以来、注目すべき影響力をもつた後掲 Gough, Richard, "Introduction", *to Archaeologia*, Vol. I (London: 1770), pp. i—xliii を中心とする十七、八世紀の事例以後、今日に至るまじ、おぼほどの進展もみせなかつたとみられている。<sup>(12)</sup>実際、みるべき研究の出現は、今世紀に入ってからであると思ふべきである。そして、それらの研究は、以下の事例をよびたい。

Ⅰ Flügel, Ewald, *Die älteste Englische Akademie, Anglia Zeitschrift für Englische Philologie*, T. 32 (Halle: 1909), ss. 261—268. Monroe, B. S., *An English Academy, Modern Philology*, Vol. 8 (1910), pp. 107—22. Portal, Ethel M., *The Academ. Royal of King James the First, Proceedings of the British Academy*, Vol. 6 (1915—1916), pp. 189—208. Evans, Sir Arthur John, *Aniversary Address, Proceedings of the Society of Antiquaries of London, Series II*, Vol. 29 (23 Nov. 1916 to 28 June 1917), pp. 155—188. Johnson, Francis R., *Gresham College: Precursor of The Royal Society, Journal of the History of Ideas*, Vol. 1 (Oct. 1940), no. 4, pp. 413—438. Linda van Norden, *The Elizabethan College of Antiquaries (1946 Thesis submitted for the degree Doctor of Philosophy in English: Univ. of California at Los Angels. not published).*

Ⅱ Evans, Joan, *A History of the Society of Antiquaries (O. U. P., 1956)*, I. Mackisack, M., *Medieval History in the Tudor Age (Oxf. Clarendon Press, 1971)*, vii.

Ⅲ Adames, Eleanor Nathalie, *Old English Scholarship in England from 1566—1800, Yale Studies in English*, No. LV. *New Haven: 1917.* Douglas, David C., *English Scholars (London, 1939): do*, *The English Medieval Scholarship Between 1660 and 1730, The Development of, Royal Historical Society Transactions, Series V, Vol. xxi (1939)*,

pp. 22—23. Tuve, Rosamond, *Ancients, Moderns, and Saxons*, British Literary History, Vol. vi (1939), pp. 169—189. Steeves, Harrison Ross, *Learned Societies and English Literary Scholarship*, in *Great Britain and the United States* (New York, 1913). Levy, F. J., *Tudor Historical Thought* (The Huntington Library, 1967), *Esq.* chap. iv.

以上のうち、第一のグループの著作は、尚古学会を直接に問題としてみるとみられるのに対して、第二のグループは、主題はべつにあり、尚古学会はその説明の一環として言及されている。また第三のグループは、第二のグループと同様であるが、史学史または歴史研究における学者精神史が主題となっていているものである。そして、尚古学会の歴史について、もっとも詳細かつ、史料解釈部分の豊富な研究は、なんといっても、L. van Norden の残したものである。この仕事は、これまで、このような研究文献が皆無であるにもかかわらず、今日迄、刊行されていないのであるが、以後の尚古学会への言及は、これなくしては語られていないといえる。もっとも、この仕事を概観していえることは、ほう大な分量の資料紹介を主体としていることは、十二分に評価されるものの、その史学史的主張には慎重であり、みぎの第三のグループの諸著作の主張にたいし格別の主張は試みていないようにおもわれる。また、比較史的言及および、これとともに、法史学史には必要と考えられる法学的法論と尚古学会の法論との対比といったことについての言及は、この仕事の当然の結果と考えられることであるが、ほとんど進められていない。しかし、この仕事の第一章は一九四六年以前の関係著作、とくに、第一、第二グループの著作の批判を含めて、網羅的な文献解題風の仕事にあてられているので、それなりに批判的であるといえる。本稿は、本稿の課題の故をもって、今日における関係著作の例にならって、尚古学会自体に関する詳細なデータは、大部分この仕事に負うものである。

〔脚註〕

- (1) 拙稿「チューダー期イギリス法史学史覚え書」(その一)〔一〕(駒沢大学法学論集第一二号所収)六九頁。
- (2) L. van Norden, *The Elizabethan College of Antiquaries* (*supra*), pp. 1—2.
- (3) Pocock, J. G. A., *The Ancient Constitution and the Feudal Law. A study of English Historical Thought in the*

チューダー期イギリス法史学史覚え書(佐々木)

Seventeenth Century(The Norton Library, 1957). Franklin, J.H., Jean Bodin and the Sixteenth-Century Revolution in the Methodology of Law and History (Columbia Univ. Press, 1963) がその代表的な考え方を示す。なかでも、前者はもっとも示唆的である。

(4) 本稿(その二)(駒沢大学法学論集第一四号所収)〔三〕(同上九〇頁以下)参照。

(5) 十七世紀前半におけるイギリス史ならびに法史研究は、広くいって、イギリス・ルネサンス期における古事研究の成果というよりも、その第二段階における発展とみてよいであろう。スペルマンおよびセルデンの研究はその顕著な事例であり、イギリス憲法史研究については、セルデンの仕事が注目に値する。しかし、チューダー期における歴史研究は、まず、古事研究もしくは古語研究であったし、このことは、アングロ・サクソン史について適切にいわれる。われわれは、このことを、アガドの事蹟(本稿(その一))駒沢大学法学論集第十二号九二頁▽にみるであろう。尚古学会は、このような発展の末期に存在し、それなりに、チューダー・尚古主義というべき知的動向を完成させたとみることができよう。

(6) この今日における尚古学会については、全般的に Evans, J., A History of the Society of Antiquaries (O. U. P., 1956) を参照されたい。

(7) ここにいうスペルマン史料は、スペルマンが伝えるところによれば、尚古学会の会同の再開(事実上、尚古学会の再興)のためにスペルマンが準備したデイスコース(The Original of the Terms に附せられた追憶文である。デイスコースとともに一六一四年にもなされたと考えられてきたが、この追憶文は一六二六―二七年の作であると考証されている(L. van Norden <supra>, pp. 12—22, 71)。ロットンの請願書とは、古事研究の者のグループに国立図書館の維持・使用を認められるイギリス歴史アカデミーの設立認可を請願した文書である。成立年代は一六〇一年おそくとも一六〇三年エリザベス一世の死の直前ではなかったかと推測されている(L. van Norden <supra>, pp. 22—24, 413 et s.)。スペルマンの史料原文は、Edmund Gibson によってなされたカムデンの「ブリタニア」の翻譯(一六九八年・ロンドン版)の序文として、同じくギブソンによる伝記・The Life of Mr. Camden. の中に印刷されている。なお、ギブソンの編纂になるスペルマンの著作集・*Reliquia Spelmaniae* (London, 1698): The English Works of Sir Henry Spelman, kt. Together with his

Posthumous Works relating to the Laws and Antiquity of England (1st ed., London : 1723) London, 1727 に収められている。本稿は、伝記に収められたものを L. van Norden が転写 (L. van Nordenen *supra*), pp. 73—75) したものを参照した。コットン請願書のテクストは、Cotton MS Faustini E. V., 12, fols. 89—90b, Titus B. V., 67, fol. 200 として残されている。本稿は前者によっている Flügel *supra*, pp. 265—268 を引く。L. van Norden *supra*, pp. 415—417 を参照した。

(8) 尚古学会史料が豊富であることならびに本格的個別的研究事例に乏しかったことについては、L. van Norden *supra*, pp. 11, 12 以降参照。L. van Norden の仕事の意義はその細密なところにある。

(9) L. van Norden *supra*, p. 13.

(10) コットンの請願書は、イギリス史研究の推進のため、尚古学会に集まることになった尚古学者達の研究を組織化する学術研究団体の承認を求めているとともに、イギリスにおけるイギリス史史料を中心とした文献収集、整備機関の建設もまたその計画に含まれるべきものであったとする。イギリス史における研究と史料収集は、チューダー期イギリス史研究活動—全チューダー期尚古精神的活動の二本の柱ともいい得た。コットン請願書は、このいわば、チューダー期尚古主義精神を集大成すべき位置にあり、それなりに、チューダー期以後のイギリス史研究の動向と、史料収集整備事業のほぼ十九世紀後半までの進展を示唆している。その意味で、Flügel 前掲論文が書かれたとみてよさうであらう。なお、L. van Norden は、コットン請願書を、尚古学会以後に意味を認めて扱っている。L. van Norden 前掲書、第六章参照。

(11) *Catalogus Librorum Manuscriptorum Bibliothecae Cottonianae, …… Scripore Thoma Smith, Oxonii, MDCXCVI, "Vita D. Roberti Cottoni, Equitis Aurati & Baronetti," iii—xxviii.* L. van Norden *supra*, p. 37.

(12) キプソン (前掲) およびミス (前掲) は、十七世紀事例であり、その史料価値を認めらるべきものである。これを基礎として、十八世紀には、Thomas Hearne (A Collection of Curious Discourses Written by Eminent Antiquaries Upon Several Heads in our English Antiquities. Oxford, 1720—Preface.) John Strype (A Survey of the Cities of London and Westminster by John Stow, ……; Now Lastly, Corrected, Improved, and very much Enlarged : And the

チューダー期イギリス法史学史覚え書 (佐々木)

Survey and History brought down from the year 1633,……to the present Time. London, 1720.—Addition.) Sir William Oldys (The Life of Sir Walter Raleigh, …London, 1736—Prefatory to Raleigh's Hist. of the World (Ed. by W. Oldys (Rep. in *The Works of Sir Walter Raleigh*, k. t. Oxford: 1829)) Richard Gough (Archaeologia, Vol. 1 (London: 1770) — "Introduction") Sir Joseph Ayliffe (A Collection of Curious Discourses Written by Eminent Antiquaries upon Several Heads in our English Antiquities Together with Mr. Thomas Hearne's Preface and Appendix to the Former Edition. …, London, 1771—Introduction to Hearne's Preface) などが残された (上記 ( ) 内は、著作と尚古学会史関係記述所在へ一印で示した部分)。これらのうち、コフの歴史記述がその史料解読、調査吟味に欠点は指摘されるものの、もっとも決定的な影響をもち、17世紀にもっとも支配的であり、"コフ伝統" (Gough Tradition) をとなえられた。この点につき、L. van Norden 前掲書四二—三頁参照。十九世紀は、イギリス・ルネサンス研究に相当の成果を得た時代であったが、尚古学会それ自体の歴史研究には見るべきものがなく、具体的には、コフ伝統を超えなかつたとみられている。十九世紀事例として、The Rev. Joseph Hunter ("An Account of the Scheme for erecting a Royal Academy in England, in the Reign of King James the First," *Archaeologia* Vol. xxxii (London, 1847)—pp. 132—149) F. J. Furnival (Furnival, F. J., (Ed.), *Animadversions* (by Francis Thynne)……, 1876—prefatory) があるが、後者が正確であると思われる。以上のぐたじんとしつぱは、L. van Norden 前掲書四六—五〇頁参照。なお、コフにじつぱは、Richard Gough (Translator and Editor), *Britannia*……, by William Camden, London, John Nichols, 1789. Vol. 1 の序文となつてゐるカムデンの伝記 (The Life of Mr. Camden.) 中の尚古学会史の訂正・充足があつた。

#### 〔一〕 エリザベス期尚古学会・概観

(一) その成立と終焉：今日の研究状況においては、エリザベス尚古学会がイギリス史研究をこととし、僧院の解散以来つづけられてきた散在する史料の確認・保存を心懸けた学究達のいわば同志的会合・交流の間に成立したことは



十分に推測されることであるが、その成立の時期については、二説があった<sup>(1)</sup>。

その第一説は、先にその事蹟を示したパーカーの検討を背景とし、スペルマンの残した一文・The Occasion (本稿・前掲)が一六一四年に書かれたと想定し、二〇年間の中断を報じたその記述内容から判断して、一五七二年に創設されたとする説である。また、第二の説は、同じくスペルマンの文書を一六二六年乃至はその翌年に書かれたと想定し、その他に、一六〇〇年から一六〇三年迄の間に作成されたと考えられる所謂「コットン請願 (Cotton Petition)」および関係人の年譜、伝記、あるいは尚古学会の活動を証するとされる多くの「ディスコース」(後述参照)の日附等を参照しつつ、スペルマン前記文書に本来の解釈―つまり他の史料により確認された史実に測した解釈を加えるべきであるとする立場から、その成立年代を一五八六年頃とする説である。第一の説は十八世紀諸研究事例により一般化されていた伝統説であり、第二説は、一九四九年に示されて以来、今日までなお異説をみないL・ヴァン・ノーデンの説であり、現在の通説であるといえる<sup>(3)</sup><sup>(4)</sup>。

つぎに、尚古学会は、いわゆる法廷開廷期 (Law Terms) の、おおむね週後半に、紋章官もしくは紋章主任 (Heralds) の公館 (Herald's Office in Darby House) もしくは、コットン邸において定期集會を行なっていた<sup>(5)</sup>。

この定期集會は、現存する諸史料から推測するならば、一五九〇年以降、一五九四年から一五九八年の間の中断期を経て、一六〇七年もしくは一六〇八年まで続いたと考えられており、その集會の残した記録と考えられている「ディスコース」の年度毎の数から推して、その最盛期は、一五九九年および一六〇〇年頃であったと考えられている<sup>(6)</sup>。そして、一六〇七年もしくは一六〇八年以後は、定期集會のみならず、単なる集會自体も行なわれなくなり、一六一

四年と考えられているスペルマンの再興の試み、もしくは、他の人による再興計画の存在はこれを認めるにしても、<sup>(7)</sup> 会員の物故や地方への引退により、尚古学会そのものが存在しなくなったとされている。<sup>(8)</sup>

以上が、尚古学会の成立から終焉までのごく簡単な経緯である。ここに示してあるように、その終焉は集会が行なわれなくなったというかたちで至るのであるが、実際のところは、尚古学会で行なわれた古事研究すなわちイギリス史およびイギリス法史研究が、その後継者を得なくなってきたことにはかならないのであって、そのこと自体、この尚古学会の歴史研究上の位置とその果たした役割とを説明すると考えられるが、この点については後に触れる。

(二) 尚古学会会員：①スペルマンは、前掲文書“*The Occasion*”に James Ley (1550—1629) Robert Cotton (1571—1631) William Camden (1551—1623) John Doderidge (1555—1628) それに彼自身(一五六四—一六四一)をあげ、“*of the original Foundation*”すなわち創設メンバー(*The founders of the charter members*)としていた。<sup>(9)</sup> スペルマンは、これらとその他の会員(*the diverse Gentlemen*と表現している)とを区別していたわけであったが、<sup>(10)</sup> こうした区別や、会員たることの証明の問題の検討を経た今日の説明はつぎの通りである。すなわち、会員総数は四十三名と考えられており、さらに、L・ヴァン・ノーデンによれば、<sup>(11)</sup> 確実な会員は三十八名と考えられ、つまるところ、尚古学会の二十二年を超える生涯の間に、三十八名乃至四十三名の会員を擁したと考えられている。

(三) 三十八乃至四十三名の会員の教養ならびに職業構成については、<sup>(12)</sup> 極端ともいえる特徴があった。すなわち、圧倒的多数の法律家を会員として得ていたこと、<sup>(13)</sup> これである。インズ・オブ・コート記録(*Gray's Inn, Lincoln's Inn, Inner Temple, Middle Temple*)に名をとどめている者は実に三十九名中三十二名に達している。また、この時代は、

法学的それもロモン・ロー的教養を身につけること、すなわち、インズ・オブ・コートに学ぶことが、いわゆるシェントルマンの子弟のひとつの必須のコースと考えられたとされるわけであったが、それにもまして、尚古学会の会員の多くにとっては、法はひとつのキャリアであったといわれよう。<sup>(14)</sup> 事実、ヴァン・ノーデンの調査によれば、<sup>(15)</sup> 裁判官になったもの五名 (Richard Broughton, ?—1604, Second Justice of Chester, 1596, John Doderidge, 1555—1628, Justice of the King's Bench, 1612, James Ley, 1551—1629, Lord Chief Justice of King's Bench in Ireland, 1603; William Patten, ?; Justice of the Peace Middlesex, 1563, Francis Tate, 1560—1616, ? くだじ、テートは、22 Feb. 1603—4 Commissioner of the Peace, M. P., 1601, 1604—1611 の経歴を有するのみである) 同じく、法学知識をもって中央、地方の官僚となった者五名、すなわち、Davies, Fleetwood, Hakewill, Spelman, Whitelock 等。<sup>(16)</sup> 弁護士実務に従事した者十二名、その他高級官僚、外交官等、法学知識を要する職業に従事した会員の数は多かった。<sup>(17)</sup>

会員の教養職業に関して、もうひとつ挙げなければならない特徴は、紋章官 (Heralds) のグループの存在である。のちには、カムデンがその筆頭であった。<sup>(18)</sup> その他に注目すべき事実は、会員中、議会メンバーとなったものが多いということである。会員のなかで一度でも議席をもった者の数は十名を数え得た。<sup>(19)</sup>

(い)みぎに述べた会員構成は、尚古学会の歴史研究、すなわち、イギリス史研究の時代的傾向を物語っていると考えられる意味で重要である。すなわち、みぎに示した会員構成は、十六世紀イギリスにおける古事学的地誌学的歴史研究が、本稿これまで示してきたように、同時代の基本的社会変動にあって、つねにイギリス的権威づけに奉仕してきた感があった事実と、あまりにも平仄が合い過ぎているようにみえるわけであり、のちに示す尚古学会の最盛期 (一五

五九一―一六〇〇）における尚古学会の影響力は、その故に、逆に、学会そのものの終焉の事情に影響したと考えられる。すなわち、のちに示すように、尚古学会は、後期にいたって、一方に、会員の意図はどうあれ、反国王（ジェームズ一世）的な法的政治的主張を理論化するイギリス法あるいは議会古事研究を生みつつも、他方、リーランド、ラムバード、カムデン的な歴史研究とその資料館建設運動の動向を明確化しつつも、おそらくは、法律家層の比重を失なったかたちでの終焉、つまり、後者の実現をみなかった事情がここに考えられる。なお、以上に述べた事柄については、本稿は、のちに譲りたい。

（三） 尚古学会は、所謂「ディスコース」を残した。ここにいうディスコースとは、一部は尚古学会の会合についての議事録とみることもできるものから、研究報告書（＝小論文）、あるいは、会合時の討議資料としての研究素材の全部またはその一部である<sup>(20)</sup>。そして、今日、編刊済および手写本のままだに残されているディスコースの総数は一九八点である<sup>(21)</sup>。

（一） 一五八六年、カムデンの「ブリタニア」初版が刊行されたが、その後もまなくコットンの蔵書館 Cotton Library が発足した。そして、後者を中心として、研究者が集まるようになり、そこから尚古学会が発足したとみられている。Evans, J., *A History of the Society of Antiquaries* (1956), p. 8. and p. 8, fn. 2.

（二） パーカーの事蹟については、本稿（その一）〔二〕（四）（駒沢大学法学論集第十二号、八四頁以下）参照。

（三） L. van Norden <supra>, chap. II. がこの推測にあてられている。

（四） エヴァンス・前掲参照。なお、同じく L. van Norden の推測の手順を簡単に示す。L. van Norden は、まず、一五七二年説は、スペルマンの前述“The Occasion,”によったと考えられるが、これが一六一四年に書かれたとし、その記述内容に、最終的には疑念をもつつも、専門的研究者 Oldys, Gaugh, Alyaffe から、Flügelなどの見解、とくににいわゆる「コフ

伝統”説がこの説をとったことによつて、いわば通説であつたと考え、へつた、E. Gibson のスペルマンの諸著作の追跡によつて、一五八六年頃を創設時期と考える。この説は、細部には色々な考証を含んでるのであるが、要点とするところは、尚古学会が残したと考えられている「デイスコース」の日附、会員個々の伝記的記録、ロットン請願書の考証（一六〇〇—一六〇三年）による尚古学会活動期の確定により、スペルマンの“The Occasion”の記述の誤りを確認し、最終的には、一五八六年頃を創設期とみる。L. van Norden, Sir Henry Spelman on the Chronology of Elizabethan College of Antiquaries, *Huntington Lib. Quarterly*, xiii. 2 (1949—50) 69; *do*, *The Elizabethan College of Antiquaries* (*supra*), Chap. II. 参照。

(5) L. van Norden, *The Elizabethan College of Antiquaries*, pp. 303—6. なお、後期の集會場所としてロットン邸が考えられる。L. van Norden (*supra*), p. 306.

(6) 現存する尚古学会のデイスコースの数は一九八点であるが、その日附は、一五九〇年十一月二十七日から一六〇七年六月二十一日にわたる。この数から、およそ三十八回の會合が推測される。なお、デイスコース自体については、後述する。L. van Norden (*supra*), p. 93 参照。

(7) あまり知られていないが、一六一九年から一六二〇年にかけて、Bolton's Petition なるものが存在している。L. van Norden (*supra*), p. 40 et s. : Evans, J., *A History of the Society of Antiquaries* (*supra*), 17—18. 等参照。

(8) L. van Norden (*supra*), pp. 113, 436—7. なお、本稿の條に関するスペルマンのナクストのついでに、L. van Norden (*supra*), p. 74 の相當箇所参照。

(9) L. van Norden (*supra*), pp. 74, 119—153 参照。

(10) *Ibid.*, pp. 73, 154—289. 参照。

(11) ヴァン・ノーデンは、会員名確定を、スペルマンの残したリスト二点を基本として含めて、つぎのようないわば第一次史料のふちをとりだしている。Spelman's list of members in “The Occasion”; Spelman's list of members—Macro MS 105, 2. Gurney MS xxii. fol. 65 (now in the Norwich Library) (155—156) Cotton MS *Faustina* E. V. Roll of the

College, signed "per me CH. Lailand." Bodeley MS *Ashmole* 763, fol. 7 (dated All Souls' Day, 1599). 又の抄本に於て Cotton Petition, Curious Discourses (Ed. by Ayliffe), Stowe MS 1045. I., William Burton's autograph list on fly-leaf of Weaver's Ancient Funeral Monuments (see *Notes and Queries*, Series I, Vol. V, p. 365) Bolton : Society of Antiquaries MS 103 (Oldys paper), Thomas Smith's list published in "*Vita.....Cottoni.*," Catalogum Oxford, 1698. p. viii sig. 及びの會員間の書簡などが用いられた各リストの対照表を附せられたもの (Appendix : Table 4 Evidence for Membership)。なお、本文中の會員実数については、ヴァン・ノーデン前掲書二〇三頁参照。

- (12) L. van Norden 前掲書は、會員の教育、職業を調査した上で、四十一名の會員の「べき」その一覧表 (Appendix : Table 5) を作成している。もっとも、ヴァン・ノーデンの職業別分類は本文にもあるが、この表とはかなりずしも一致していない。なお、本稿本文に示した数字はヴァン・ノーデンの本文を基礎としているが、法律職の範囲にたいする理解が異なるので、ヴァン・ノーデンとは、細部において一致した数字を考へることはできない。

(13) L. van Norden <supra>, pp. 280—281 参照。

(14) Ibid..

(15) Ibid.. pp. 282—283. 参照。

(16) 本文所掲人物のつむゆる法學學識を必要とする職業は「べき」の種りである。John Davies (1569—1626)—Attorney General of Ireland, 1603; William Fleetwood (?—1594)—Recorder of London, 1570; William Hakewill (1574—1655)—Queen's Solicitor, 1617; Henry Spelman (1563—1641)—Commissioner for Ireland : High Sheriff, 1604 : Council of New England : Virginia, 1623 : Guiana, 1627; James Whitelock (1570—1632)—Recorder of Woodstock, 1606. 等々の事例である。

(17) 弁護士職務従事者として、Henry Bourghier (See L. Van Norden <supra>, p. 187) Richard Broughton (?—1604) John Davies <supra> William Fleetwood <supra> William Hakewill <supra> John Doderidge <supra> Joseph Holland (? See L. van Norden <supra>, pp. 174—6) William Lambarde (1536—1601) James Ley <supra> Henry

Savile (?—1617) Francis Tate *(supra)* William Whitelock *(supra)* などがある。その他に Robert Arthur Agard (1540—1615)—Deputy Chamberlain of Exchequer (1603—?)。 Robert Beale (1541—1601) Thomas D'Oyley (?—1603) がともた外交官。 Robert Bowyer (?) (—Clark of the Parliament in 1609) Michael Henage (1540—1600)—Keeper of Records in the Tower, 1578—1600. Thomas Lake (1567—1630)—Keeper of the Records at Whitehall, 1604, Latin Secretary to James I, 1604. William Patten *(supra)*—Teller of Receipt of Queen's Exchequer at Westminster. その他、ロットンやラムバードは、王命による各種諮問委員をこめた。そのほか、晩年において地方治安判事職または奉行職を歴任した事例は、かなりたのぼる。以上は、L・ヴァン・ノーデン・前掲書、二八二—二八三による列挙であるが、その職業区分はかならずしも明瞭でない。問題は、尚古学会会員の歴任した専門職の種類が法学を前提としていた専門職の各種に及んだということである。この傾向は、尚古学会の研究テーマ、研究方向に強もく反映するであろう。この点は、次節に触れる。

- (18) ヴァン・ノーデン・前掲書、二八四頁以下の参照。ヴァン・ノーデンが示しているように法律家である尚古学会会員と紋章官との共通点は、大学学位保持もしくは、インズ・オブ・コートにおける講師経験とである。このことは、尚古学会の研究に大きく、すくなくとも、その研究報告の方法手順等の決定についても、影響すると考えられる。しかし、ここでは、尚古学会会員として、紋章官であったもの、会員となつてから紋章官となつたものを挙げることに過ぎぬ。William Dethicke (1543—1612)—York Herald, 1570 : Garter-King-at-Arms, 1586—1605. 彼は、尚古学会創設に参加し、以後、会合のホストを勤めた。William Camden-Richmond Herald; Clarenceux King-at-Arms, 1597. 後述「サトレン」紋章官グループ、そして、尚古学会の指導者的存在となつた。Richard St. George (?—1635)—Windsor Herald, 1602 : Norry King-at-Arms, 1623 : Clarenceux King-at-Arms, 1623—1635. Francis Thyne (1545—1608)—Lancaster Herald, 1602 : 1602. 尚古学会は、後期に、紋章研究的課題を設定するにいたるが、この状態はこれら紋章官達の影響に帰せられてゐる。ヴァン・ノーデン前掲書、二八五頁参照。

- (19) L. van Norden *(supra)*, p. 286.

チューダー期イギリス法史学史覚え書(佐々木)

(20) L. van Norden (*supra*), pp. 315—6, 325.

(21) *Ibid.*, pp. 12, 28, 134 *et s.*, 170.

## 〔二〕 尚古学会の活動

(一) ディスコーズはどのように残されたか。尚古学会の確認し得る活動は前述のイギリス史研究のための定期集会であった。そして、この集会のために準備されたと考えられる英語で書かれた語原学的・考古学的と評される短い論稿が、いわゆるディスコーズ・discourse と呼ばれる史料であり、その手写コピーは一九八点にのぼる<sup>(1)</sup>。

ディスコーズの日附のカバーする時期は一五九〇年十一月二十七日から一六〇七年六月二十一日迄であった。そして、相当する尚古学会定期会合回数<sup>(2)</sup>は、その間、三十八回と考えられている。また、各年度ごとのディスコーズの数は、もちろん、尚古学会の研究活動の隆盛期を直接に示すとはいえないが、それぞれつぎの通りである。すなわち、一五九〇年—一九、一五九〇—一九一年—二、一五九一年—二二、一五九二年—二二、一五九三—九四年—二、一五九四年—一六、一五九八年—一九、一五九八—九九年—四、一五九九年—一六、一五九九—一六〇〇年—五、一六〇〇年—二七、一六〇一—二二年—一、一六〇一年—二二、一六〇二年—二二、一六〇二—三年—七、一六〇三年—一〇、一六〇四年—一九、一六〇五年—一、一六〇七年—二。

以上の統計は、年平均十五のディスコーズが残されたことを示している。しかし、この平均数からみると一五九九年および一六〇〇年が尚古学会の活動がもっとも隆盛な時であったことが推測され、カムデンなどもこのことを立証



する言及を残している。<sup>(4)</sup>

ディスコースの論題は三十五点にのぼる。<sup>(5)</sup>しかし、論題はイギリス史全般をカバーして選ばれているものではなく、当事者の論題決定意図等に関し様々なこと(たとえば、予定される担当者の如何によったとか、単に各人各様に選んだとか)が憶測されてはいるものの、現実には、きわめて特徴的な撰択がなされており、その結果つぎの推測がなされている。すなわち、論題そのものは、対象の関連性により、いくつかのグループにわけられるのであるが、このことについては、尚古学会はなんらかの方法でそれぞれ一定の研究プログラムのにおける課程(コース)を考えたと推測され、その結果として、多くのディスコースは、確実に幾組かのシリーズにわけられることが看取されるというのである。ちなみに、各コースの並列が認められることを前提として、みぎの意味でのディスコースのシリーズはつぎの通りである。すなわち、(イ)イギリス貴族制古事(一五九〇—一五九四)、(ロ)物的不動産権法(封建土地法)を含む法古事(一五九一—一五九四)、(ハ)紋章古事(一五九八)、(ニ)地誌学的・法律的古事(碑銘碑文葬送様式、葬送慣習等(一五九九)、(ホ)宮廷官職・地方官職等古事(一六〇一—一三)、(ヘ)キリスト教信仰古事(一六〇四)、(ト)イギリス法(コモン・ロー)およびイギリス議會古事(一六〇四—一五)……以上、(ヘ)内は、主要研究年代)の各シリーズがこれである。<sup>(6)</sup>

ディスコースがこのようにして分類されることの意味は、ディスコースの個々の内容に立ち入って、その方法なり志向なりを考察することはべつにしても、尚古学会の活動が、一方に、イギリスにおける身分制の検討をおくようなこと、他方、それを裏付ける土地制度を考えるようなことがあったにせよ、法史研究を一方の極におき、他方の極に、地誌学的研究Ⅱ地誌学的歴史研究があり、この間になされたことを示すものである。もうすこし具体的にいえ

ば、尚古学会の歴史研究は、ディスコースの諸論題決定のみぎに述べた理解を前提として、十六世紀とくにエリザベス治世期における社会変動が文化史的諸発展に要請した、大局的にみた学問の有用性を、まさに体質とした感があり、この点で時代的特色を示していたといえる。<sup>(8)</sup>そして具体的には古事研究という名称のもとにおける語原学的、地誌学的方法は、結果的に、独特なイギリス法史を、まさに起源史的に示すということになった。

以上のべたような意味での尚古学会の歴史研究の特殊性をさらに考察するについては、尚古学会会員の採用した研究方法についても、考察する必要があるので次項に、一応、ディスコースを通じて際立っていると指摘されてきた研究方法上の特質なり特殊傾向なりを、簡単に示すことにする。

(二) ディスコースについて指摘される研究方法上の特殊傾向について

ディスコースは、いうまでもなく、いわゆる「尚古学者 (Antiquary)」の手になるものであったし、その標題のほとんどすべてに、これももちろんいうまでもなく、「古事 (Antiquity)」という言葉がつかわれ、そこに、この時代にとってはなお神話的世界をほうふつさせる古代史の学徒がその敬愛すべき古代史（その実はイギリス中世史）を展開することが考えられるわけであった。事実、各ディスコースは、おおむね、尚古学会なる古事研究者集団の構成員によるイギリスの諸制度の古事、起源史を扱かう、しかしながら、当時の言葉の意味についていえば、古きをたつとび、かつ憧憬を抱き、信仰する如く敬愛する心をもった小論文であった。<sup>(9)</sup>

しかしながら、こうした小論文といえども、なんの歴史方法もなしにつくられたのではなく、特殊的方法として指摘される、大体、つぎのような諸方法が認められるのであった。

(1) 対象・素材の英国的限定…まず、ディスコースの対象ならびに素材撰択は、原則として、イングランドの範囲内に限られていたことが指摘される。この限定は、研究遂行上のルールとしてのみならず、慣行・あるいは慣例として設定されていたと考えられている<sup>(10)</sup>。また、例外的にイングランドに限定されなかった事例もあったわけであるが、その場合、まず、対象事項がそれ自体イングランド固有であったというのが事実であった(Starling money, Inns of Court, forests などが対象の場合)<sup>(11)</sup>。また、この制限が破られた場合にしても、それは、たとえば、対象として修道院騎士身分の問題が設定された場合のように、対象事項の性質に由来した<sup>(12)</sup>。

このことの結果は、たしかに、イギリス史研究事例としてのディスコースに、真の歴史研究としての資格を与え得なかった危険をまねいたであろう。しかし、事実にあつては、この危険の自覚はあつても、この制限を逸脱するためには弁明が必要であり<sup>(13)</sup>、また、この点においてカムデンやコットンですら例外ではなかったのであり、こうしたことは、かれらのみならず、尚古学会の性格を説明するであろう<sup>(14)</sup>。

尚古学会は際立って国民文化へその関心を集中し、そのナショナリズムを謳われるべき存在であった<sup>(15)</sup>。

(2) 実証的方法…ディスコースについてはまたその実証主義的傾向が指摘されるであろう。ディスコースは文学的な碑銘および碑文を対象としているものを含む。しかしながら、このような場合にあつても、使用される文献は、カムデン、ストウらの地誌学的作品、および、伝統的な中世年代記であり<sup>(16)</sup>、著名なるチョーサー学者であつたタインにあつてすら、チョーサーは事実のためにもちいられたとされている<sup>(17)</sup>。

(3) 言語学・語原学的方法…チューダー期の歴史研究全般を特徴づける事象は本稿すでに示したように英国史観と

いべき歴史イデオロギーと修道院解散の召来したイングランド古史史料の散逸とであった。しかし、とくに後者に  
 関してはその収集のみならず解読整理の困難さの問題があつて、この問題の解決は、ひとつには、アングロ・サク  
 ン語の理解の準備にかかつていた。そして解読・整理の仕事がやや現実化する時期は尚古学会の時期以降であつた。<sup>(18)</sup>  
 このような条件のもので、ディスコースは言語学的、さらにいうならば、語原学的であつた。イギリスの諸制度の起  
 源史はなによりもまず、言葉の古事学でもあり語原学の傾向を示した。<sup>(19)</sup> このことは、議会史研究においても同様であ  
 った。<sup>(20)</sup> なおこの点に関連して、封建制の歴史研究・起源史的研究が、ここではじめてそのきざしをみせたこととして  
 評価し得るか否かの問題があることを、その詳細はべつに示すことにして、ここに指摘しておきたい。実際、法史学  
 史上、封建制の発見は、以上の事態にもかかわらず、この時期のイギリスの歴史研究がなしたとはいえないのではあ  
 るが(なお、この点はべつの機会に詳論したい)。

(4) 客観主義・チューダー期前半に始まった歴史研究が所謂「英国史観」を廻って客観的実証性を備えることが困  
 難であつた諸事情については本稿すでに触れてきたところである。<sup>(21)</sup> しかしながら、カムデン、ストウに代表されるや  
 地誌学的英国史研究は、尚古学会におけるイギリス制度史研究に当時の地誌学あるいは語原学研究のもつ客観主義的  
 傾向を保持させたことが指摘される。この傾向には、今日の目からみるならば、イギリス中世法史研究を実態とする  
 尚古学会の研究活動に、いわば近代的史学への第一歩をみるとしての評価を与えうるであらう。<sup>(22)</sup> その趣旨は、ここ  
 に、これまでにあきらかではなかつた客観主義精神が認められるというところにある。

しかしながら、尚古学会の活動全体については、みぎのことは手放してはいいい得ない。すなわち、尚古学会は、そ

の活動期の後期にいたり、個別的な法古事を対象とし、あるいは宗教、議会古事を対象とするわけであるが、かかる場合にあっては、その客観主義精神は透明さを失なつたとみられている<sup>(23)</sup>。

みぎのこの実際は、もちろん、尚古学会のみについて考察すべきことではなく、本稿において、はじめにその理解なり位置づけなりを示してきたように、むしろイギリス法史全体について論じられるべき、法史あるいは歴史の法理論化、もっとはつきりいえば、コモン・ロー化の問題として考えられるべきことである。しかし、この興味あることについては、次項ならびに次節に再び、法史学史上の問題につき、その要点を示したい。

(1) これらは、大英博物館、ボドリ図書館(オックスフォード)ケムブリッジ大学図書館等にあるすくなくとも三十七のコレクションに保存されている。四十七点<sup>は</sup> Hearne, Thomas, A Collection of Curious Discourses Written by Eminent Antiquaries Upon Several Heads in our English Antiquities. Oxford: 1720 に収められた。その後、この刊行物<sup>は</sup>、一〇七点を第二部として加えた Ayliffe, Joseph, A Collection of Curious Discourses Written by Eminent Antiquaries upon Several Heads in our English Antiquities. Together with Mr. Thomas Hearne's Preface and Appendix to the Former Edition. To Which are Added A Great Number of Antiquary Discourses Written by the Same Authors Most of them Now First Published from the Original Manuscripts With an Account of the Lives and Writings of the Original Society of Antiquaries. London: 1771, 2 vols. (1773, 1775) なる刊行物がいた結果、一五四点が一括されることとなった。そして、この時点<sup>は</sup>、すくなくとも四十一点が手写本のまま流布していたと考えられる。これらのうち、若干は、十七世紀後半及至十八世紀末までに刊行されている。以上の事情については、L. van Norden, The Elizabethan College of Antiquaries <supra>, pp. 30—32 参照。なお、詳細な史料照合については、同書、附録第一表が参照されるべきである。

(2) L. van Norden <supra>, p. 93.

- (3) Ibid, pp. 93—97. なお、関係統計については、同じく、九四—九六頁所掲統計表参照。
- (4) この点については、L. van Norden *supra*, pp. 39, 97 参照。
- (5) 参考のために、課題と報告年度ならびにデイスコース数を以下に示す( )内は年代とデイスコース数)。sterling(1590～16) dukes (1590～3, 1598～2) marquesses (1590—91～1) imns of court (1591～1, 1601～4) seals & sealing (1591～3) viscount (1591～3) forests (1591～3) barons (1591～4) tenures (1591～2) shires (1591～6) knights (1592～2) serjeant at law (1593—4～2) esquire (1594～3) gentry (1594～2) County Palantines (1594～1) cities (1598～1, 1599～1) arms (1598～7) castles (1598—99～3, 1599～2) towns (1599～3) parishes (1599～2) dimensions of land (1599～8) knight's fee (1599—1600～2) funerals (1599—1600～3, 1600～3) tombs (1600～3) epitaphs (1600～12) "motts" (1600～10) lawful combat (1600—01～1, 1601～8) law terms (1601～2) heralds (1601～7, 1605～1) constable (1602～4) marshal (1602～1, 1602—03～1, 1603～1) steward (1603～9) diversity of names of this island(1604～4) Christian religion (1604～5) knights made by abbots (1607～2) 以上は、ヴァン・ノーデン前掲書九四—九六頁所掲表による。
- (6) L. van Norden *supra*, p. 338 *et s.*
- (7) この考え方は、L・ヴァン・ノーデンならびに、レヴィのるところと一致であるし、以下に示すことは、この時代のイギリスの歴史記述の社会的見地からの特色といえる。Levy, F. J., Tudor Historical Thought *supra*, p. 164 *et s.*
- (8) 十六世紀後半におけるイギリスでのイギリス史家の役割は、この時代の文化の変遷の一切が、イギリス社会の支配層というよりも、実力者層の交替、具体的には、シェントリ層の完全な地位獲得が、文化の面でもなされる時期の変遷として理解されるならば、尚古学会の歴史研究は、まさしく、その通りに理解されるといえる。イギリス史・イギリス法史の研究は、しかしながら、その素材の故に、真の歴史研究であるためには、このような変遷から生まれた歴史研究を土台としなければならなかったと考えられる。この点は、政治的、あるいは宗教的主張から、合理的思考によって、法史を考えた、たとえば、オトマンなどとは異なるところである。以上の点については、R. W. Southern, *Aspects of the European Tradition of Historical Writing*, T. R. H. S., 5th Series, Vols. 20—23(1970—1973). 大江・佐藤・平田・渡部共訳「歴史叙述の

ヨーロッパ的伝統」創文社昭和五十二年) 第四章『*Francogallia* by Francōis Hotman (Latin text by R. E. Giesey, translated J. H. M. Salmon, Cambridge at the U. P., (1972) Sect. I. を参照せよ)』。

- (9) L. van Norden ‹*supra*›, pp. 97, 351 参照。
- (10) *Ibid.*, pp. 352, 358.
- (11) *Ibid.*, pp. 353—354.
- (12) *Ibid.*, p. 355.
- (13) ヴァン・ノーデンは、かかる弁明事例を若干あげている。 *Ibid.*, pp. 355—358.
- (14) *Ibid.*, pp. 359—360.
- (15) ヴァン・ノーデンは、尚古学会のグループ研究はカムデンのブリタニア、チューダー期史劇、「フェアリ・クイーン」を生み出した新ナシヨナリズムのあらわれであり、そのナシヨナリズムは、イギリス・ルネサンスとイギリス宗教改革とも、格別にイギリス的ならしめたとしている。もっとも、同時に、十七世紀はその成果を得たキリスト教会史に関連して、尚古学会にはなお教会史デイスコースはすくないとしている。L. van Norden ‹*supra*›, p. 360 参照。なお、尚古学会におけるデイスコース間の見解の相異については、同書、三六一頁参照。なお、ここという十七世紀教会史とは、J. Selden, *History of Tithes*, London, 1618. H. Spelman, *Concilia, Decreta, Leges*, London, 1639. James Ussher, *Original Bishops*, 1641; *do*, *Body of Divinitie*, 1645, その他である。
- (16) L. van Norden ‹*supra*›, pp. 362—364.
- (17) タインの事例は、法律デイスコースを含んで、重要である。 *Ibid.*, pp. 363—4. 参照。
- (18) この間の事情は、事実上、スペルマンの研究歴と同一視し得る。しかし、スペルマンの研究歴の問題は、むしろ十七世紀英法史学の問題として考えられるので、ここには深くふれない。なお、べつに、この時期におけるイギリスのアンゲロサクソン法史研究史の角度からもこれと検討しなければならぬであろう。これらのことについては、R. J. Schoeck, *Anglo-Saxon Studies and Legal Scholarship in the Renaissance*, Studies in the Renaissance, Vol. 5, pp. 100—110 (1973)

チューダー期イギリス法史学史覚え書(佐々木)

を参照されたい。

(19) L. van Norden *〈supra〉*, pp. 370, 372.

(20) *Ibid.*, 375.

(21) 本稿(その二)(駒沢大学法学論集第十四号所収)参照。

(22) 単にイギリス憲法史なる学問分野を考察するにしても、対象を中世史に限るならば、このことは、もはや、自明のこととして理解されているとみてよいためであらう。このような態度を示す例として、S. B. Chrimes, *An Introduction to the Administrative History of Mediaeval England* (2nd revised ed. 1966) があげられる。

(23) 同前、L. van Norden *〈supra〉*, p. 376 参照。

### 〔三〕 尚古学会のコモン・ロー的色彩

十六世紀ヨーロッパにおける歴史研究には、他の学問分野との関連について、いくつかの注目すべき特徴がみられた。そしてそのひとつは法学研究との密接な関係が認められることである(本稿・その二)一(リレーランドの事例・参照)。歴史研究はより早期には後期注釈学派由来のロマニストによるローマ法史もしくはローマ史研究として、つぎの段階では国民主義的法学もしくは土着法法学もしくはゲルマニストの法史あるいは国民史研究として世に現われるであろう。そして、その態様は、宗教改革運動もしくは宗教戦争を媒体として、国別ともいべき差異を生んだとしてみる事ができるであらう。

ところで、このような見地からみた場合、同時代のイギリスにおける歴史研究あるいは法史研究はどうであったらうか。



本稿これまでみてきた範囲では、イギリスにおける歴史研究は、リーランド以来の地誌学的古事研究、あるいは、本稿において直接の考察の対象としてこなかった中世年代記的研究を通じて、総じて歴史研究におけるヨーロッパ・ルネサンス（とくに、イタリア・ルネサンス）的伝統からの脱却を示して、十分に国民的たろうとしていたといえる。しかし、イギリスにおいては、大陸の場合と異なって、その固有の法学すなわちコモン・ローがもつと考えられる法学的精神と歴史研究との結びつきは、事実上、その直接の契機を、多くの法律家を擁した尚古学会の活動において認めるしかない状態であった。本稿すでにみたように、歴史家達の群像に法学の影を認めることは、すくなくとも十六世紀前半から中葉にかけては困難であった。そして、その後もほぼ同様である。したがって、尚古学会はまさにこの状態のもとでユニークな存在であった。

みぎにのべたことは、チューダー期以降についてその独自性を認められている全イギリス近代史学史上の興味深い問題対象であると考えられ、さらに立ち入った検討を誘うものである。

しかし本稿ここではみぎの考慮はさておき、単に、尚古学会会員のディスコースについて認められると考えられている研究上の特徴的傾向を示し、かかる傾向につき、本稿全体との関連において、みぎにのべた、イギリスにおける法学研究と歴史研究の結びつきを尚古学会のコモン・ロー的色彩という言葉をもって表現し、その実態と考えるところを簡単に示したい。

(一) 尚古学会はコモン・ロー法律家層を基盤としていたとみられること…イギリスの歴史研究についての尚古学会の研究について、その基盤として、コモン・ロー法律家層が考えられるとする理由はつぎの通りである。すなわち、

さきに示したように、尚古学会会員には、法律専門家ならびに法学的素養とくにコモン・ロー的素養をもった会員を数多く含んでいた。このことの結果として、たとえばディスコースの主題対象にコモン・ローの諸事項が選出されたということが指摘されてきた。

もっとも、このようなことがただちに尚古学会の歴史研究を、イギリスに特殊的に、法学研究の傾向、すなわち、コモン・ロー的色彩を帯びているということの根拠となるものではないことはいうまでもない。同時代に属せしむべきフランスにおける同時代史学史にあっても、歴史が、ことフランス史に関するかぎり、法学者、ことに国民的あるいは土着法を学問対象として選んだ法学者によって荷担されたことは、本稿でもすでに触れたことである。にもかかわらず、フランス史はフランス法学とは別物である。<sup>(1)</sup>そして、対応すべきイギリスにおける法律学によるイギリス史研究にともなった固有の問題は、むしろ、つぎに示す事情に由来したと考えられる。

(一) 尚古学会の歴史研究の法理論化・尚古学会の歴史研究の方法は、さきにも示したように、その国民主義的傾向とともに、自己に課したその実証主義ならびに客観主義の傾向をもって評価されるであろう。<sup>(2)</sup>十六世紀とくに修道院開散以降のイギリスの史学史的発展への評価に尚古学会の活動が含まれるとすれば、この意味においてであり、歴史研究に証拠の論理が主座を得たという点において、史学史上近代的進展があったとみることができよう。そこに、尚古学会の歴史研究者の現実とはかならずしも一致しはしなかったけれども、イギリス史をめぐる伝説や独断あるいは教義学にとらわれることのない歴史事実が見据えられるという姿勢が考えられるためである。

しかしながら、尚古学会会員の研究は後期にいたって様相を一変した。端的に言って、その歴史研究は一面におい

て、独断的法理論化したのであった。その事情はほぼつぎの通りである。

(1) 尚古学会はその研究対象にイギリスの諸制度もしくはイギリス法の諸項目を選んできたことは前述の通りであるが、初期にあつては、それらは論題の個別化具体化を伴わず、制度なら制度なりを全般的あるいは一般論的は説明されたと考えられている。これにたいし、後期にいたると、各問題はより個別的、具体的に扱かわれるにいたつた。各制度各部分なり、個別法なりの古事が問題とされるにいたつたのである。<sup>(3)</sup>そして、このように扱かわれた対象が、血斗審 (lawful combat) 古事、キリスト教信教古事、議会古事の各対象であつた。<sup>(4)</sup>そして、これらについては、それぞれ、血斗審については、かつて先例がなかつたこと、あるいは道徳的に正当化されることがないことの立証が関心事であり、キリスト教信教ならびに議会については、古来の正統性もしくは存在確証を主張しつつ、そのウイリアム征服以前からの継続性が関心事となつた。また、議会については、さらに、国王権限を超える権限が議会で認められるべきことがふるくからの事実であるといつたことが主張されたのであつた。<sup>(5)</sup>

(2) つぎにみぎに関連して指摘されるべき事情はつぎの事情である。すなわち、尚古学会の研究にみられた実証主義的傾向は、歴史方法に関しては、ディスコースに盛り込まれた資料の豊富さとともに、本稿、まさに示してきたように、その作業の実証的無色さにあつたと考えられている。そして、このことは、そこにいわゆる歴史批判がない(したがって、尚古学会会員は、今日の意味での歴史家ではなかつたといえる)とする主張する批判とともに指摘されるところであつた。<sup>(6)</sup>しかしながら、このいわば方法論的な特殊傾向については、尚古学会内部には、会員間の強力なグループ形成事実、およびそのための力学的作用による個々のディスコースに対する批判の圧殺の事実がありはしなかつたかと

いう疑問の可能性を度外視してはならないことも考えられよう。けだし、尚古学会における研究活動の推進について、法律家ならびに準法律家グループがここに述べた趣旨において非難のまことにさらされたことはすでに指摘されていることである。<sup>(7)</sup>

以上のようにして、われわれは、そこに歴史研究におけるコモンロー法律家に固有、あるいは由来する個性的な方向、歴史研究の本質からいえば、それはかならずしも学問的といひ得ぬとすれば、非学問的な性癖ともいふべきものが形成されつつあったのではないかと考え、ここに、コモンロー的色彩を云々しようとするわけである。

(三) また、以上に述べたことは、尚古学会はその活動の後期にいたって、イギリス法史の研究に法的思考を加えたこと、それもかなり強い理論集团的基盤をもってそれをなし得たことを示すことにはほかならない。そして、本稿の示しあるいは示唆した諸事実から、われわれは、このことを、その研究基盤のみならず研究のありかたについて、尚古学会はコモン・ロー的色彩を帯びたとして考え、かつ批判することができよう。もっとも、いうまでもなく、この場合、われわれは、今日のコモン・ローにおけるいわゆる先例拘束原則およびこの原則をめぐる諸理論(歴史研究をも含む)などをむしろ理念的に容易に心に浮かべるであろうが、もちろん、ここではそのような法原則の考え方をここに云々しているのではない。すなわち、尚古学会における法古事研究は、古事研究なるが故に問題として法古事とありあげられることにはちがいがなかったであろう。しかし、その法古事を得たとき、それを主張する論理が、そのような法古事を得た法が正当な法とされるということが問題なのである。しかし、これにたいし、法古事研究のみならず紋章古事研究あるいは十六世紀古事研究はほとんどの場合、この一種の権威づけの姿勢をもっていたのであり、そこ

に、歴史の効用が主たる関心事として格別視される論議をみるべきであった。そして、こうように考えるならば、尚古学会は単にコモン・ロー法律家群を擁したが故にコモン・ロー的色彩をもっていたというのではなく、そこに、まさに同時代の歴史研究全体としての歴史の錯倒の危険性があったが故に、コモン・ロー的色彩が強調されるわけであった。そして、尚古学会の研究の史学史上の問題点はまさにここにあったと考えられるのである〔補説〕参照。<sup>(8)</sup>なお、事態は、比較史的観点およびコモン・ローの世界からも十分に認められるであろう。

(1) この点、全般的に、D. R. Kelley, *Foundations of Modern Historical Scholarship: Language, Law, and History* (Columbia U. P., 1970) がフランスにおける概観を示して示唆的である。なお、本稿と対照的な部分としては、同書第四部 (Part Four. Historical Scholarship: Chaps. ix-xi) 参照。

(2) 尚古学会の尚古学者達が、その素材をイギリスのものに限ったことは、前述の通りであるが、素材自体がオリジナルなものでなければならなかったし、そこに憶測による提示を含まず、したがってかれらは、そのような記録の整理というかたちでの歴史を描くことをこととしていたと考えられ、そこに、かれらのみずからの言葉の入る余地はなかったとすら考えられている。かれらのなしたことは、かりに、そこに史料の批判検討がない故をもって、“They are laboratory technician in history rather than historian.” とする批判はあるにせよ、そこに、徹底した客観主義精神を認めることができるであろう。以上の点につき、史料提示については、L. van Norden *supra*, pp. 382—383, 412. 所掲参照。

(3) デイスコースの課題の推移は広くいって、初期にはいわゆる封建制に関する課題が、総論的(たとえばテニユア論)から漸次各論的(たとえば騎士封土権論)へと移行し、後期には、紋章官および地誌関係論題が同様の推移をみせた。L. van Norden *supra*, pp. 94—97, 375—376. 参照。詳細には同書附録第一表参照。

(4) ①血斗審に関するノートは“The antiquity, use and ceremony of lawful combats in England”であり、Agard, Francis Tate (1560—1616) Davies, Whitelock, John Holland, Camden, F. Thynne, Cotton により、一六〇〇—一六  
チューダー期イギリス法史学史覚え書(佐々木)

〇一年間に九点ほど報告された。議会古事に関しつは Agard, Camden, Sjr John Doderidge (1555—1628) Holland, Tate 及び逸名二氏によりつて報告された。キリスト教信仰古事に関しつは、一六〇四年と五点を数えるのみである。

- (5) 上記した報告の基調とその意義とについては E. Evans, *Of the Antiquity of the Parliaments in England: Some Elizabethan and Early Stuart Opinions*, History, vol. xxiii (1938), 206, 221 を参照せよ。なお L. van Norden *<supra>*, pp. 378—380 参照。なお、後者は、このような報告をいわば止揚したかたが、イギリス議会の近代性を明示するその後の十七世紀のセルデンやスペルマンの諸研究の先駆たることと、ついで評価する立場をとつていふと考へられる。同書、三八一頁参照。上記たつちセルデンとスペルマンの研究は、John Selden (—Jani Anglorum Facies Altera, 1614)

Spelman, Henry., *Of the Ancient Government of England and of Parliament*, written ca. 1630) を要す。

- (6) 上記 L. van Norden *<supra>*, p. 403 参照。

- (7) 以上二点及び L. van Norden *<supra>*, p. 399 *et s.*

- (8) このことは、尚古学会の法古事研究者のイギリス法意識からも説明されるであらう。それは示したように、尚古学会が対象をイギリスに限った。法古事研究にあつては、対象は、長く続いて存続してゐる種類なき法古事たるイングラントの法であつた。このことは、その後の一六〇四年以降に報告された議会派の論客 William Hakewell (1574—1655) のキヤムプーグの中のこの文句から推測される。かれは、この点のついでに “Although, perhaps the lawes of this island may justly be compared with any other in the world, as first in regard of their long continuance within this land, ...wherein they differ from the lawes of other nations; yet because the meaning of the question in hand doth (as I conceive it) more properly bind me to say my opinion touching their continuance within this Island, bending myself only thereunto, I will purposely omit that other point of their derivation. And herein I will labour rather to find out the simple and plain truth, than seek to maintain any opinion heretofore conceived to their very great antiquity; however perhaps it may pretend more honour to our nation” (“The Antiquity of the Lawes of this Island, by W. Hakewill” Hearne, No. I, pp. 1, 2—L. van Norden *<supra>*, p. 357).

〔補説〕 尚古学会の主力は法律家と紋章官であったし、そこで求められた古事は、なお、具体的事実より、ひとつのイギリスの映像であったといえる。歴史研究においてかかる尚古主義が特殊イギリス的であることは、いうまでもない。しかし、そのような尚古主義の形成原因については、イギリスの宗教改革にこれを求める、あるいは、同時代のナショナルリズムならびにこれに含まれる先例探究思想に求める、あるいは、サクスニズムに彩られたイギリス中世文化の近代的擁護の姿勢に求める、あるいは、尚古学会の先駆たるコットンの歴史研究ならびに資料館としての国立図書館計画に求める、といった原因論がこれまでででている。しかし、いずれにせよ、この特殊イギリス的尚古主義は、なお法史学史あるいは、イギリス法学史の面からの検討を待っているとみてよいであろう。とくに、インズ・オブ・コートとの関連については、研究の及んでいないところである。この種の検討については、本稿はこれを別に譲りたい。なお、上記原因論については、以下を参照されたい。Adams, Eleanor N., *Old English Scholarship in England from 1566—1800*, Yale Studies in English, No. Lv. (New Haven, 1917). Douglas, D. C., *The Development of English Medieval Scholarship*, R. H. S. T., 4th Series, Vol. xxi, p. 32. Tuve, R., *Ancients, Moderns, and Saxons*, English Literary History, Vol. vi (1939) 169—189. L. van Norden (*supra*), 438, 9. R. W. サザン著大江・佐藤・平田・渡部共訳「歴史叙述のヨーロッパ的伝統」(創文社・昭和五二年)第四章。(昭和五十二年八月末日 記)